



# 情報ステーション

No. 19

N O R T H

2009年3月

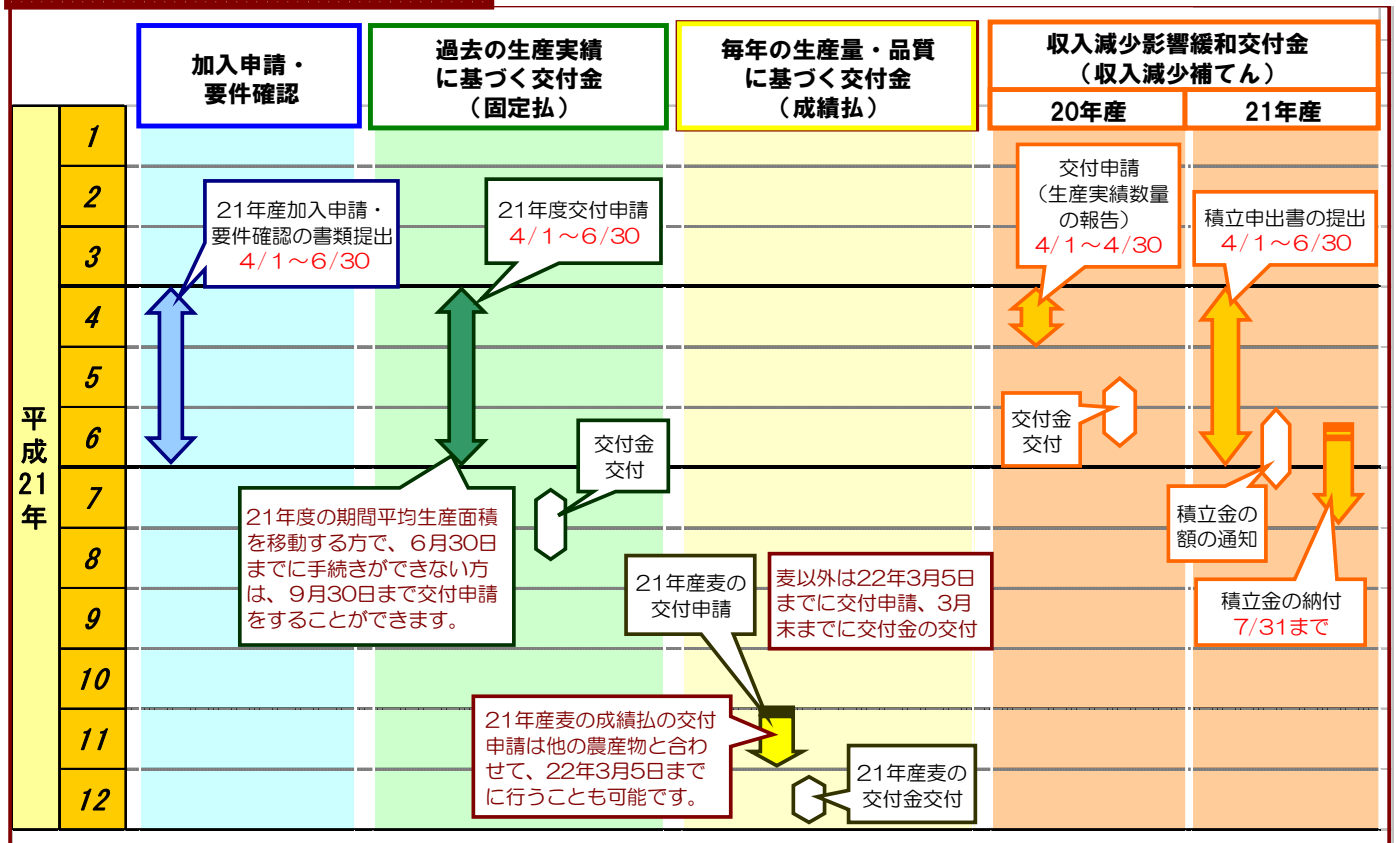
## 特集：21年産水田・畑作経営所得安定対策 4～6月の手続きについて

＜水田・畑作経営所得安定対策 4～6月に行う手続き＞

- ① 加入申請（1～4ページ）
- ② 収入減少影響緩和交付金（収入減少補てん）に係る積立金の積立ての申出（5～6ページ）
- ③ 過去の生産実績に基づく交付金（固定払）の交付申請（7～10ページ）
- ④ 20年産収入減少影響緩和交付金（収入減少補てん）の交付申請

※ ④の手続きは情報ステーションNo.18をご覧ください。

### 今後の手続きのスケジュール



# 1

# 21年産 水田・畑作経営所得安定対策の加入申請について

21年産の加入申請は4月1日～6月30日までに行ってください。

また、収入減少影響緩和交付金の交付を希望する方は、あわせて21年産の生産予定面積を申告してください。

## 申請書類

- ・ 水田・畑作経営所得安定対策加入申請書（様式第1号）
- ・ 対象農業者の要件を満たしていることを証明する書類（次ページ参照）

## 加入申請書（様式第1号）の記入の仕方

交付金ごとに加入の希望についてチェックしてください。

様式第1号  
北海道用  
平成21年産用

水田・畑作経営所得安定対策加入申請書

北海道農政事務局長 殿  
平成21年産の水田・畑作経営所得安定対策に加入したいので、下記のとおり申請します。

太枠内の該当するものにし印を記入、該当箇所に必要な事項を記入してください。  
また、記入されている事項の修正があるときは修正してから申請してください。

加入申請欄

過去の生産実績に基づく交付金（固定払）  する  しない  
 毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）  する  しない  
 収入減少影響緩和交付金（収入減少補てん）  する  しない

対策加入者管理コード **A010199996**

申請年月日 平成21年4月15日

フリガナ **ホクカイ ジロウ**  
 氏名又は法人・組織名 **北海 次郎**  
 フリガナ  
 代表者氏名 (法人・組織のみ)

申請者形態  
 認定農業者（個人）  
 認定農業者（法人）  
 特定農業団体  
 特定農業団体以外の集落営農組織

生年月日 大正(昭和)平成25年4月1日 設立年月日(法人・組織) 昭和・平成 年 月 日

住所 (〒060-0004) 都道府県 **北海道** 市区町村 **札幌市**  
**中央区北4条西17丁目19-6**

電話 011 (642) XXXX FAX 011 (642) XXXX E-Mail **hokkai\_jiro@xxx.xxx**

振込口座欄

金融機関名	支店名	種目
<b>北海道農政</b> (銀行) 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金	<b>札幌</b> 支店	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知
口座番号 (7桁に満たない場合、右詰で記入)	口座名義	
カナ <b>ホクカイ ジロウ</b>		
漢字 <b>北海 次郎</b>		

代理受領欄  
 希望しない  希望する  
 希望する場合は、「委任状」(様式第12号)を提出してください。

金融機関コード 支店コード

経営面積欄

田と畑の合計	所有地	借入地	農作業委託契約面積
ア~カの合計	ア	イ	ウ
<b>100,000</b> m <sup>2</sup>	田 <b>20,000</b> m <sup>2</sup>	畑 <b>20,000</b> m <sup>2</sup>	
	畑 <b>60,000</b> m <sup>2</sup>		

特例・特認の適用  
 希望しない  希望する  
 希望する場合は、「特例・特認の適用申告書」(別紙1)を提出してください。

作付予定面積欄

米	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦(秋)
<b>20,000</b> m <sup>2</sup>	<b>20,000</b> m <sup>2</sup>		
二条大麦(春)	六条大麦	はだか麦	大豆
			<b>10,000</b> m <sup>2</sup>
てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	その他	
<b>30,000</b> m <sup>2</sup>	<b>10,000</b> m <sup>2</sup>	<b>10,000</b> m <sup>2</sup>	

個人情報の取扱いの確認  
 「個人情報の取扱い」に記載された内容について  
 同意する  同意しない

対象農業者であることの確認書類の提出  
 省略なし  省略あり  
 「省略あり」の場合は、「対象農業者であることの確認書類の提出・省略申告書」(別紙2)を提出してください。

対策加入者管理コードを記入してください。(今年はじめて加入する方は、記入しないでください。後日、コードをお知らせします。)

法人の場合は、法人名と代表者氏名を記載の上、法人の印を押印してください。

交付金等の振込口座について、  
 ①代理申請者など申請者以外の方が受領する場合  
 代理受領欄の「希望する」にチェックを付け、振込口座欄は代理受領者の口座等について記入してください。併せて「委任状」(様式第12号)を提出してください。

②申請者本人の口座に受領する場合  
 代理受領欄の「希望しない」にチェックを付け、申請者本人の振込口座を記入してください。

記入時点の経営面積を記入してください。(期間借地や農作業受託を行う予定がある面積を含めることができます。)  
 昨年から経営面積を縮小した方は、保有できる期間平均生産面積の上限を超えていないか確認してください。(8ページ下参照)

面積要件の特例・特認の適用を希望する方は、「希望する」にチェックを付け、「特例・特認の適用申告書(別紙1)」(3ページ参照)を提出してください。

## 加入申請書の記入にあたってのお願い

- 記入する際は、ボールペンなどで、ていねいに記入してください。特に数字は、はっきりと記入してください。
- 加入申請書の記載内容を訂正する場合、訂正箇所には二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載してください。なお、**以下の訂正を行う場合は訂正印が必要です。**
  - (1) 加入申請書の振込口座に関する情報について、印字された内容又は記入した内容を訂正するとき
  - (2) 委任状について、記入した内容を訂正するとき

### <訂正印による訂正の方法>

訂正箇所には二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載し、訂正箇所すべてに、氏名等記載欄に押印したものと同一印を押印してください。（もしくは、訂正によって文字の挿入又は削除した文字数を欄外に記載（例：○字挿入○字削除）し、氏名等記載欄に押印したものと同一印を押印してください。）

## 加入申請書（様式第1号）に添付する書類

加入申請時に、以下の書類を提出してください。（以前の加入申請時に提出した書類の内容に変更がない場合、その旨を申し出ることによって、書類の提出を一部省略することができます。くわしくは4ページをご覧ください。）

### 認定農業者（特定農業法人を含む）の場合

#### ① 農業経営改善計画認定書の写し

（特定農業法人の場合は、特定農用地利用規程認定書の写し及び特定農用地利用規程の写し）

#### ② 経営規模に関する要件を満たしていることを証明する書類

・経営規模が10ha以上あることを証明する書類（または必要に応じて特例・特認に関する書類（次ページ参照））

#### ③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート（様式第20号）

### 特定農業団体の場合

#### ① 特定農用地利用規程認定書の写し 及び 特定農用地利用規程の写し

#### ② 経営規模に関する要件を満たしていることを証明する書類

・経営規模が20ha以上あることを証明する書類（または必要に応じて特例・特認に関する書類（次ページ参照））

#### ③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート（様式第20号）

※特定農業団体の場合、加入2年目以降は、「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」（様式第2号）を提出してください。

### 集落営農組織（特定農業団体を除く）の場合

#### ① 「農業生産法人化等計画書」（様式第19号）

#### ② 定款または規約の写し

#### ③ 経営規模に関する要件を満たしていることを証明する書類

・経営規模が20ha以上あることを証明する書類（または必要に応じて特例・特認に関する書類（次ページ参照））

・集落営農組織の構成員の農地について共同販売経理をしていることを確認できる書類

#### ④ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート（様式第20号）

※加入2年目以降は、「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」（様式第2号）を提出してください。

## 「経営規模に関する要件を満たしていることを証明する書類」について

経営規模を証明するため、以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・ 農地基本台帳（写）（当年の4月1日から6月30日までの間に発行されたもの）
- ・ 耕作証明書（写）（当年の4月1日から6月30日までの間に農業委員会が発行した農地基本台帳と同等の内容が記載されているもの）
- ・ 対策加入者名義の当年に係る共済細目書（写）

また、農作業受委託をしている経営面積については、以下の書類を提出してください。

- ・ 農作業委託契約書（写）
- ・ 受託農地に係る委託者の農地基本台帳（写）又は耕作証明書（写）又は共済細目書（写）

## 経営規模に関する要件における特例・特認について

経営規模が10ha（集落営農組織は20ha）に満たないため、特例または特認を希望する方は「経営規模に関する要件における特例・特認の適用申告書」（様式第1号別紙1）を提出してください。

様式第1号別紙1		都道府県共通																								
経営規模に関する要件における特例・特認の適用申告書																										
氏名・法人・組織名	北海 太郎																									
対策加入者管理コード	A 0 1 0 1 9 9 9 9 5																									
（対策加入者管理コードが既に付与されている場合は、記入してください。）																										
次の1～4の特例・特認のうち、適用を希望するもの一つを選択してし印を記入してください。																										
1	<p><b>基本構想の目標農業所得額の2分の1以上の農業所得を確保している場合の特例（所得に応じた特例）</b></p> <p>申請者の農業所得額が、基本構想に定める目標農業所得額の2分の1以上であることが必要です。</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 主たる従事者1人当たり</td> <td>申請者の農業所得額</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1経営体当たり</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基本構想を定めた市町村名</td> </tr> </table> <p>次のいずれかを選択してし印を記入してください。 対象農産物の収入、所得、作付面積のいずれかが、総農業収入、総農業所得、総経営面積に対して、27%以上になっていることが必要です。</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>総農業収入額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち対象農産物の収入額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>総農業所得額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち対象農産物の所得額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>総経営面積（田・畑・樹園地）</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち対象農産物の作付面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>（注）対象農産物とは、「米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ」です。</p>	<input type="checkbox"/> 主たる従事者1人当たり	申請者の農業所得額	<input type="checkbox"/> 1経営体当たり	円	基本構想を定めた市町村名		<input type="checkbox"/>	総農業収入額	円		うち対象農産物の収入額	円	<input type="checkbox"/>	総農業所得額	円		うち対象農産物の所得額	円	<input type="checkbox"/>	総経営面積（田・畑・樹園地）	m <sup>2</sup>		うち対象農産物の作付面積	m <sup>2</sup>	
<input type="checkbox"/> 主たる従事者1人当たり	申請者の農業所得額																									
<input type="checkbox"/> 1経営体当たり	円																									
基本構想を定めた市町村名																										
<input type="checkbox"/>	総農業収入額	円																								
	うち対象農産物の収入額	円																								
<input type="checkbox"/>	総農業所得額	円																								
	うち対象農産物の所得額	円																								
<input type="checkbox"/>	総経営面積（田・畑・樹園地）	m <sup>2</sup>																								
	うち対象農産物の作付面積	m <sup>2</sup>																								
2	<input checked="" type="checkbox"/> <b>地域の農地が少ない場合の特例（物理的制約に応じた特例）</b>	<table border="1"> <tr> <td>主として農作業を行っている地域名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>札幌市</b></td> </tr> </table>	主として農作業を行っている地域名	<b>札幌市</b>																						
主として農作業を行っている地域名																										
<b>札幌市</b>																										
3	<input type="checkbox"/> <b>地域の生産調整面積の過半を耕作している集落営農組織の特例（生産調整組織に対する特例）</b>	<table border="1"> <tr> <td>主として農作業を行っている地域名</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	主として農作業を行っている地域名																							
主として農作業を行っている地域名																										
4	<input type="checkbox"/> <b>市町村が特に認めた場合の特認（市町村特認）</b> 1～3の特例に該当しない方は、本特認の認定を受けることができます。																									
	<input type="checkbox"/> 本特認の認定を受けていない方→市町村特認申請書（様式第17号）及び加入申請書類を市町村に提出してください。																									
	<input type="checkbox"/> 本特認の認定を受けている方→経営内容に変更がない場合、加入申請書類を直接、農政事務所等に提出してください。																									

### 市町村が特に認めた場合（市町村特認）

面積要件や特例に該当しない方でも、地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）として、熱意を持って営農に取り組んでいる方については、市町村の判断で本対策に加入できる場合があります。

くわしくは、事務委託契約を結んでいるJA・集荷業者、市町村又はお近くの受付窓口にご相談ください。

以前に提出した内容に変更がない添付書類は提出を省略できるものがあります

加入申請時の添付書類は、以前の加入申請において既に提出した書類の内容に変更がない場合、加入申請の際に、その旨を右の様式により申し出ること、書類の提出を一部省略することができます。（経営面積を証明する書類について、以前に提出した書類の面積から増減があっても、経営規模の基準面積を満たしている部分について、権利の移動等がない場合は、提出を省略することができます。）

なお、昨年、経営の承継の手続きを行った場合、承継を受けた方が、今回、加入申請を行うときは、確認書類の提出を省略することができますのでご注意ください。

○ この様式は内容が一部変更になりましたので御注意ください

- ・「農業経営改善計画認定書(写)又は特定農用地利用規程認定書(写)を省略する場合、「認定期間終了日」を記載することになりました。
- ・所得に応じた特例の対象農産物に係る経営面積の割合が前年と同様に27%以上である場合は、その証明書類の提出を省略できるようになりました。
- ・所得に応じた特例の書類を省略する場合を除き、従来の様式でも申告できます。

様式第1号別紙2  
対象農業者であることの確認書類の提出・省略申告書

氏名 **北海 次郎**

加入2年目以降に交付金の交付を受けようとする場合、既に提出した書類の内容に変更がないときは、次の「提出省略」にレ印を記入することで、書類の提出を省略することができます。

■認定農業者	農業経営改善計画認定書(写)	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input checked="" type="checkbox"/> 提出省略
■特定農業法人	特定農用地利用規程認定書(写)	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input type="checkbox"/> 提出省略
	特定農用地利用規程(写)	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input type="checkbox"/> 提出省略
■特定農業団体	特定農用地利用規程認定書(写)	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input type="checkbox"/> 提出省略
	特定農用地利用規程(写)	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input type="checkbox"/> 提出省略
	農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書(様式第2号)	加入2年目以降は、毎年、書類の提出が必要です。	
■特定農業団体以外の集落営農組織	農業生産法人化等計画書(様式第19号)	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input type="checkbox"/> 提出省略
	定款又は規約(写)	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input type="checkbox"/> 提出省略
	農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書(様式第2号)	加入2年目以降は、毎年、書類の提出が必要です。	
上記において農業経営改善計画認定書(写)又は特定農用地利用規程認定書(写)を省略している場合の認定期間終了日		(認定期間終了日) <b>平成23年1月31日</b>	
■経営規模に関する要件関係 (物理的制約に応じた特例を含む)	・ 共済細目書等(写) ・ 農地基本台帳(写) ・ 耕作証明書(写) ・ 農作業委託契約書(写) 等	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input checked="" type="checkbox"/> 提出省略
	■所得に応じた特例	左記の特例の適用を受ける場合、下記に掲げるもの以外は、毎年、当該特例の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要です。  <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 提出省略 うち対象農産物に係る当年の前年における経営面積が、当年の前年における経営面積の27%以上であることを確認できる書類 対象農産物に係る経営面積の割合が前年と同様に27%以上である場合は、提出を省略できます。	
	■生産調整組織に対する特例	左記の特例の適用を受ける場合、毎年、当該特例の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要です。	
	■市町村特認 市町村特認申請書(様式第17号)	<input type="checkbox"/> 今回提出	<input type="checkbox"/> 提出省略
		認定時と経営内容(営農類型、経営規模等)が同じ場合は、提出を省略できます。	
■環境と調和に関する要件	「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」(様式第20号)を提出してください。【毎年、書類の提出が必要です。】		
■農地の有効利用に関する要件	最も早く交付金の交付申請をする際に提出する「交付申請書」(様式第4号・第8号・第10号)を提出してください。【毎年、書類の提出が必要です。】		

昨年、市町村特認により加入申請された方へ

- ① 昨年、市町村特認の認定を受けた方で、その後の経営規模の拡大等により、基本要件又は物理的特例や所得特例により加入することができるようになった方は、市町村特認による加入ではなく、基本要件又は特例による加入手続きを行ってください。
- ② 昨年、市町村特認の認定を受けた方で、今年も市町村特認により加入申請を行う方は、引き続き、認定農業者である方であれば、今年の特認の申請を省略することができます。  
ただし、地域水田農業ビジョンの担い手として申請された方については、引き続き、担い手リストに位置付けられていることが必要です。  
特認の申請を省略する場合、上の様式第1号別紙2「対象農業者であることの確認書類の提出・省略申告書」により「提出省略」にチェックを付けて、加入申請書、様式第1号別紙1とともに提出してください。
- ③ 昨年、市町村特認の認定を受けた方が加入した後、経営の承継の手続きを行った場合、今年、承継を受けた方が加入申請を行うためには、あらためて市町村特認の認定を受ける必要があります。

# ②

# 21年産 収入減少影響緩和交付金の積立金の積立てについて

21年産の収入減少影響緩和交付金の支払いを受けようとする方は、4月1日～6月30日までに収入減少影響緩和交付金に係る積立金の積立てのために、対象農産物の生産予定面積を申し出てください。

## 「収入減少影響緩和交付金の積立申出書」の記入の仕方

様式第9号 平成21年産

収入減少影響緩和交付金の積立申出書

平成21年4月15日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 **札幌市中央区北4条西17丁目1-6**  
氏名 **北海次郎**

対策加入者管理コード **A1010119191916**

収入減少影響緩和交付金について、積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

記

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
米	(市町村名) うるち米	10,000 m <sup>2</sup>
米	(市町村名) もち米	10,000 m <sup>2</sup>
秋期には種する小麦	(市町村名)	20,000 m <sup>2</sup>
大豆	(市町村名) とよまさり	9,900 m <sup>2</sup>
大豆	(市町村名) その他	100 m <sup>2</sup>
てん菜	(市町村名)	26,760 m <sup>2</sup>
でん粉原料用ばれいしょ	(市町村名)	5,920 m <sup>2</sup>

当年産の収入減少影響緩和交付金における積立金の積立コースの選択について、現時点における意向を記載してください（該当するものにレ印を記入してください。）。  
なお、今回は意向の確認であり、積立金は、実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定  
 20%の減収に対応した積立金を納付予定

(注意事項)  
 (1) 対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。  
 (2) 本申出書は、申出期限（6月30日）までに提出してください。  
 (3) 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産調整実施者であることが確認できなかった場合、米穀について補てんが行われません。

押印してください。（法人の場合は、法人名と代表者氏名を記載の上、法人の印を押印してください。）

対策加入者管理コード(Aで始まる10桁のコード)を記入してください。

平成21年産のすべての対象農産物について、地域等区分ごとに生産予定面積を記入してください。

①生産する対象農産物の一部のみを加入することはできません。

②地域等区分については、市町村区分の他に、米は「うるち米」と「もち米」の区分、大豆は12銘柄の区分（その他銘柄を含む）が設定されています。

(ア)市町村による地域等区分については、対策加入者が認定農業者又は特定農業団体であるときには認定市町村を、農作業受託組織のときには適合区域所在市町村を記入してください。

(イ)大豆の銘柄による地域等区分については、次ページを参照してください。

予定している積立のコースを選択して、チェックを付けてください。（次ページの「収入減少影響緩和対策における積立金の積立てのイメージ」を参考にしてください。）

○ この様式は内容が一部変更になりましたので御注意ください

・積立金の積立コースの選択について記入する欄を追加しました。（改正後の新しい様式で申し出をお願いします。）

○ てん菜は交付対象比率（見込）、でん粉原料用ばれいしょは糖化用等比率（見込）を乗じた生産予定面積を申し出てください。

・てん菜の生産予定面積 = てん菜作付予定面積(21年産) × 0.892 (交付対象比率(21年見込))

・でん粉原料用ばれいしょの生産予定面積 =  
でん粉原料用ばれいしょ作付予定面積(21年産) × 0.592 (糖化用等比率(21年見込))

### 「積立申出」で申出がない地域等区分について、「交付申請」で新たに申請しても収入減少影響緩和対策の補てんを受けることができません

米について、うるち米ともち米の両方を生産する場合は、それぞれ別の行に記入してください。うるち米かもち米の片方しか記入しなかった場合には、記入しなかった地域等区分に係る対象農産物の交付金は支払われません。大豆について、複数の銘柄を生産する場合も同様です。なお、結果的に非銘柄大豆になることも見込まれる場合は、生産を予定する銘柄での申出に加え、生産予定面積の一部を「その他」で申出することをおすすめします。

また、種子用の麦、大豆等やビール用の大麦、生食・加工・種子用ばれいしょは交付対象となりませんが、収穫後に用途等の変更が予想される場合、その対象農産物、地域等区分及び生産予定面積についても申出することをおすすめします。

## 積立申出書の記入にあたってのお願い

- 記入する際は、ボールペンなどで、ていねいに記入してください。特に数字は、はっきりと記入してください。
- 積立申出書の記載内容は、訂正印による修正もできません。  
誤って記入された場合は、お手数ですが、再度、新しい用紙に書き直しをお願いします。

### ・北海道における収入減少影響緩和交付金の地域等区分

対象農産物	地域区分1	地域区分2 (対象農産物の種類)
米	市町村	うるち米、もち米
秋期には種する小麦	市町村	—
春期には種する小麦	市町村	—
二条大麦	市町村	—
六条大麦	市町村	—
はだか麦	市町村	—
大豆	市町村	秋田、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、スズヒメ、スズマル、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒカリ、ユキシズカ、その他
てん菜	市町村	—
でん粉原料用ばれいしょ	市町村	—

### 参考

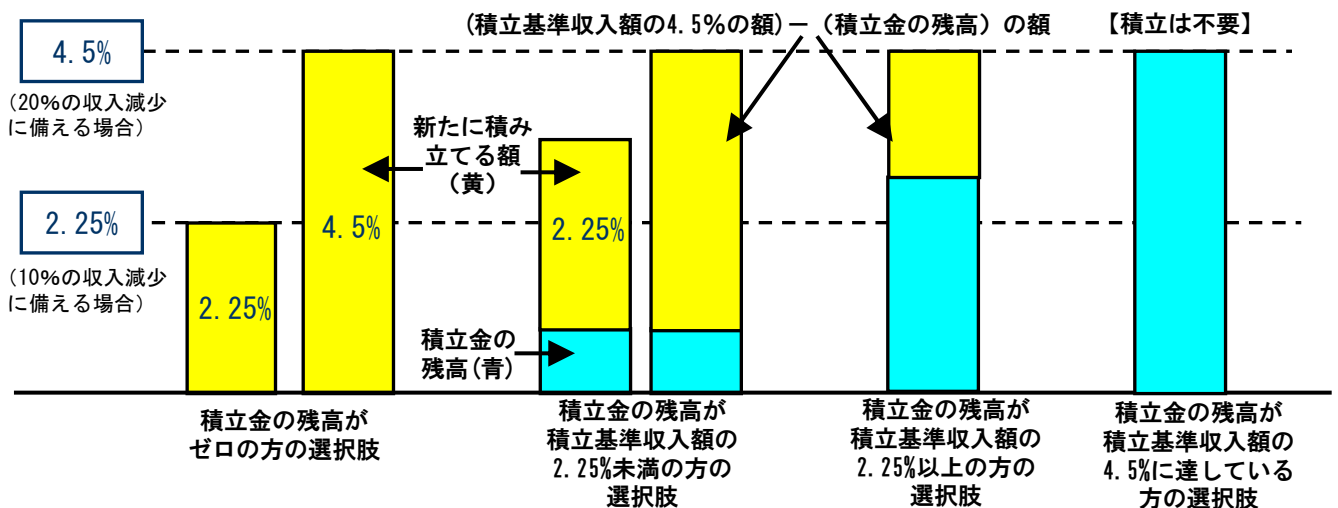
大豆の地域区分2(産地品種銘柄)と品種名の関係(平成21年産)

地域区分2	品 種 名				
秋田	カリカチ	キタムスメ			
大袖の舞	大袖の舞				
大袖振	アサミドリ	吉岡大粒	早生緑		
音更大袖振	音更大袖振				
つるの子	白つるの子	ユウヅル			
ツルムスメ	ツルムスメ				
とよまさり	トヨコマチ	トヨハルカ	トヨホマレ	トヨムスメ	ユキホマレ
ハヤヒカリ	ハヤヒカリ				
スズヒメ	スズヒメ				
スズマル	スズマル				
ユキシズカ	ユキシズカ				
その他	ゆきぴりか	タマフクラ	その他		

### 収入減少影響緩和対策における積立金の積立てのイメージ

積立金の積立申出書を申請した方には、北海道農政事務所から「収入減少影響緩和交付金における積立金等通知書」により積立金の残高に応じて選択できる積立額をお知らせしますので、7月31日までに、通知書に記載されている納付先に積立金の振り込みをお願いします。

納付する積立額は、積立金の残高に応じて、以下のようなイメージで計算されます。



# ③

## 21年度 過去の生産実績に基づく交付金の交付申請について

21年度の過去の生産実績に基づく交付金の交付を受けようとする方は、**4月1日～6月30日**までに交付申請手続きを行ってください。

### 申請書類

- ・ 「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書（様式第4号）
- ・ 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書（様式第5号）

### 「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書（様式第4号）の記入の仕方

申請する年月日を記入してください。

様式第4号 「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書

平成21年度

平成21年 4 月 15 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 **札幌市中央区北4条西17丁目19-6**  
氏名 **北海 次郎**

対策加入者管理コード **A 0 1 0 1 9 9 9 9 6**

「過去の生産実績に基づく交付金」の交付を受けたいので、以下の期間平均生産面積に基づき計算される金額の交付を申請します。  
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

単価適用市町村名	特定対象農産物名	期間平均生産面積
札幌市	秋期には種する小麦	13,000 m <sup>2</sup>
	大豆	40,000 m <sup>2</sup>
	てん菜	25,000 m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

(注意事項)  
特定対象農産物ごとの期間平均生産面積を確認できる書類を添付してください。

北海道農政事務所が提供する交付申請書を利用する場合、青囲みは、基本的に印字されていますので、記載内容を確認して下さい。印字の無い場合は、以下により記入して下さい。

赤囲みは、印字されていないので、以下により記入して下さい。

申請者の住所・氏名を記入してください。

押印してください。(法人の場合は、法人名と代表者氏名を記載の上、法人の印を押印してください。)

対策加入者管理コード(Aで始まる10桁のコード)を記入してください。

単価適用市町村名は、認定農業者又は特定農業団体は認定市町村、集落営農組織は適合区域所在市町村を記入してください。

通知された特定対象農産物ごとの期間平均生産面積を記入してください。(様式第5号と同じ期間平均生産面積を記入してください。)

### 交付申請書の記入にあたってのお願い

- 記入する際は、ボールペンなどで、ていねいに記入してください。特に数字は、はっきりと記入してください。
- 申請にあたっては、期間平均生産面積を証明する書類等をよく確認した上で、申請書に期間平均生産面積を間違いなく記入し、提出してください。
- 交付申請書の記載内容は交付金の交付額に直接影響がありますので、**訂正印による修正もできません**。誤って記入された場合は、お手数ですが、再度、新しい用紙に書き直しをお願いします。

# 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書(様式第5号)の記入の仕方

この様式は、基本的に前年の交付額とその交付額の基になった面積が記載済みとなっています。  
この記載内容を訂正するときは、修正箇所には二重線を引き、その上の余白部分に記入してください。(訂正印は不要です。)

申請者本人の氏名、期間生産面積保有者コード(Bで始まる11桁のコード)、期間平均面積が記入されています。

法人や集落営農組織など、構成員の期間平均生産面積を合算して申請する場合は、「2. 構成員分」に構成員の氏名、期間生産面積保有者コード(Bで始まる11桁のコード)、期間平均面積が記入されています。

対策加入者管理コード(Aで始まる10桁のコード)が記入されています。

様式第5号 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書 20年度

申請者名 氏名・組織名称 **ホッカイジロウ 北海 次郎** (代表者氏名(法人・組織のみ記入))

対策加入者管理コード **A010199996**

1. 申請者分

氏名・期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積							
	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
<b>北海 次郎</b> コード: [ B010199996 ]	<b>13,000</b> <del>11,000</del>	0	0	0	0	40,000	25,000	0

2. 構成員分

合算する構成員等の期間平均生産面積の合計(内訳は別紙)	期間平均生産面積							
	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 合計

1と2の合計	期間平均生産面積							
	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
	<b>13,000</b> <del>11,000</del>	0	0	0	0	40,000	25,000	0

4. 交付金額の算定

3に基づく交付金額	期間平均生産面積							
	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
	単価適用市町村名	札幌市						
面積単価(円/10a)	17,659	8,150	22,234	18,972	24,677	22,721	26,817	28,509
交付金額	194,249 円	0 円	0 円	0 円	0 円	908,840 円	670,425 円	0 円

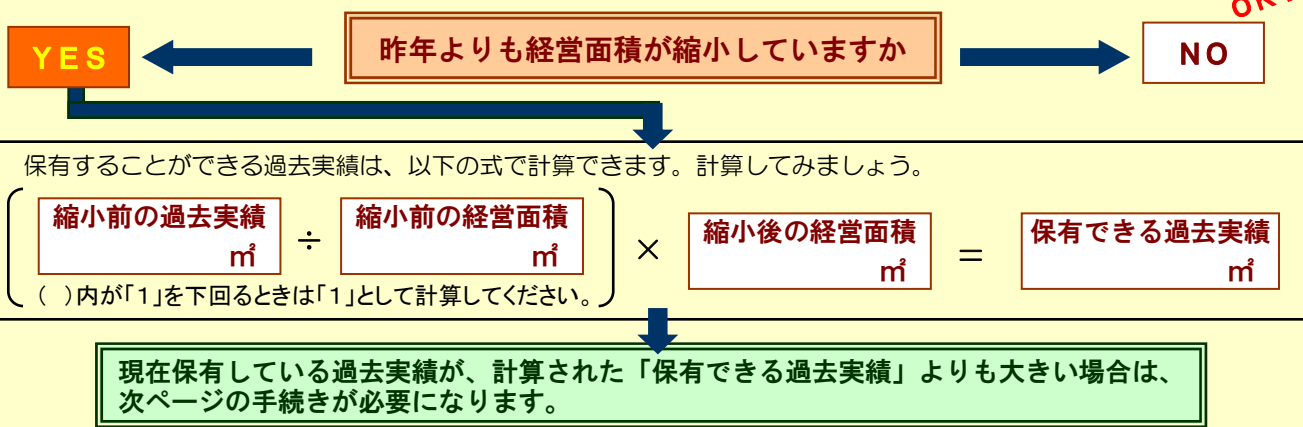
5. 交付金額の合計

4の合計	<b>1,773,514 円</b>
------	--------------------

(注意事項)  
(1) この計算書には、20年度の「過去の生産実績に基づく交付金」の交付金額と、その金額の算定根拠となる期間平均生産面積が記載されています。このため、交付金の交付後に移動した期間平均生産面積は、記載されていません。  
(2) 交付金額欄の修正及び記入の必要はありません。交付金額は、前年の交付額が記載されています(前年の交付がない場合には、面積と交付額は記載されていません)。  
交付申請書の添付書類(特定対象農産物ごとの期間平均生産面積を確認できる書類)とすることが出来ます。

## 過去実績(期間平均生産面積)の保有量にご注意ください

過去実績(期間平均生産面積)は固定払交付金の算定の根拠となるものですが、経営面積に応じた上限があり、これを超えて保有することはできません。特に昨年よりも経営面積を縮小していると、場合によっては過去実績が消滅してしまうこともあります。(期間平均生産面積の移動なしで農地を移動したり、農地転用を行った方は、特にご注意ください。)経営面積を縮小された方は、以下のフローに従って自己点検してみましょう。



## 期間平均生産面積の移動の手続について

田又は畑の権利移動又は農作業受委託を行った場合、他の方へ期間平均生産面積を移動することができます。期間平均生産面積の移動を行う方は、以下の様式により手続きを行ってください。

〔未登録の過去実績の登録や、まだ登録していない基準期間（16～18年度）内移動に関する手続きを行いたい方は、お近くの受付窓口にご相談ください。〕

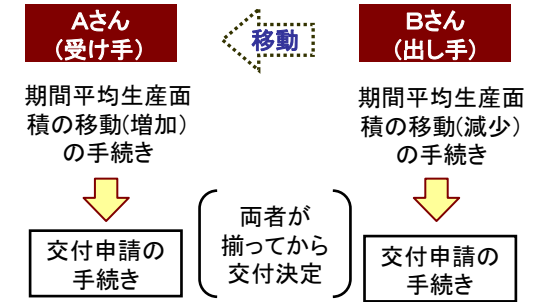
経営規模を縮小した方で、保有できる期間平均生産面積の上限を超えた方も同様の手続きが必要です。

このとき、農地の転用や改廃により経営面積が減少した場合は「2.移動分」欄の1行目に、農地の移動により経営面積が減少した場合は3行目以下に、上限を超えて減少する期間平均生産面積を「期間平均生産面積」欄、減少した経営面積を「経営面積の移動面積」欄、減少後の経営面積を「移動後の経営面積」欄に記入してください。

（期間平均生産面積は、すべての対象農産物について同じ割合で減少させてください。なお、公共事業の用として経営面積を縮小した場合には、農政事務所地域課までご相談ください。）

過去の生産実績に基づく交付金の交付は、1年度に1回限りです。そのため、交付金が交付された期間平均生産面積が、その交付された年度内に移動した場合、移動後のその期間平均生産面積に対して、再度は交付されません。

期間平均生産面積の移動がある場合は、移動の手続きを済ませた後、その期間平均生産面積の出し手と受け手の両者が、当該交付金の交付申請を行うようにしてください。



移動の手続きと交付申請を同時に行うこともできます

## 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積登録書(当年度移動)(様式第6号)の記入の仕方

〇この様式は、今年度、体裁を見直して簡素化しました。(従来の様式でも申請できます。)

様式第6号 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積登録書 (当年度移動) 北海道用

申請年月日 平成21年4月15日 申請書の枚数 1 枚中 1 枚目

**申請者名**  
フリガナ 北海道 次郎  
氏名・組織名称 北海道 次郎  
代表者氏名(法人・組織のみ記入)

対策加入者管理コード A 0 1 0 1 9 9 9 9 6

**1. 申請者分** Bで始まる11桁のコードを記入してください。 単位: m<sup>2</sup>

氏名	期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積									当年度の経営面積
		小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	計	
北海道 次郎	B0101999961	11,000					40,000	25,000		① 76,000	100,000

**2. 移動分(期間平均生産面積の移動を行う者のみ記入)** 単位: m<sup>2</sup>

通し番号	増減区分	経営面積の移動要因	氏名	期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積									経営面積の移動面積	移動後の経営面積
					小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	計		
1	増加(減少)	経営規模減少											10,000	90,000	
2	増加(減少)	経営規模増加											25,000	115,000	
3	増加(減少)	農作業受委託契約の締結	地域 耕太	B0101999931	5,000							② 5,000	6,000	2,000	
4	増加(減少)	農作業受委託契約の解除	統計営司	B0101999920	3,000							③ 3,000	3,000	11,000	

**3. 合計** 単位: m<sup>2</sup>

申請者保有量と移動量の合計		小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	計	移動後の経営面積
この欄の面積が様式第5号の申請者分に転記されます。		13,000					40,000	25,000		④ 78,000	118,000

移動に係る関係者間の合意書 すべて添付した  **ア** 申請者の持ち分と移動を行った結果を合計した面積を記入してください。  
 使用収益権等の移転等を確認できる書類又は農作業委託契約書(写) すべて添付した  **イ** この例の場合は④=①+②(増加)-③(減少)の計算結果を記入します。  
 移動後の経営面積を確認できる書類 すべて添付した  **ウ** 申請者の移動後の経営面積を記入してください。

\*移動件数が多く、様式が複数枚になる場合、「2. 移動分」欄は「別表参照」とした上で一覧表形式に整理して提出することができる。

期間平均生産面積の移動申請を行う方の氏名を記入してください。

農地の移動があった日付順に上から連番で記入してください。

申請者の期間平均生産面積が増える場合は、増加に○をつけてください。

申請者の期間平均生産面積を増加(又は減少)させる要因となった経営面積の移動形態(農作業委託契約締結、農地の購入又は農作業委託契約の解除、農地の売却等)を記入してください。

申請者の期間平均生産面積が減る場合は、減少に○をつけてください。

Aで始まる10桁のコードを記入してください。

平成20年に過去の生産実績に基づく交付金の交付申請をした時の期間平均生産面積、経営規模を記入してください。

(自己転用や草地の畑地化等による場合は)農地の縮小または増加に係る面積を記入してください。

申請者の移動後の経営面積を記入してください。

「経営面積の移動要因」欄に記載した内容の経営規模の移動面積を記入してください。経営規模の移動の要因を証明する書類(農作業委託契約書、農地売買契約書等)を添付してください。

左記の方の移動後の経営面積を記入してください。

### <必要な添付書類>

ア 当該移動に係る関係者間の合意書(必須)

イ 使用収益権等の取得等を証する書類 又は 農作業委託契約書(写) (必須)

ウ 相手方の移動後の実施要領第3の2の経営面積を証する書類

増減区分欄の「増加」に○がついていれば、移動の上限ルールの確認のため、「相手方の移動後の経営面積を証する書類」が必要です。

エ 申請者の移動後の実施要領第3の2の経営面積を証する書類

増減区分欄の「減少」に○がついていれば、移動の上限ルールの確認のため、「申請者の移動後の経営面積を証する書類」が必要です。

# 水田・畑作経営所得安定対策に関する手続きはお近くの受付窓口へ！

申請書類は、農政事務所の地域課、統計・情報センターのほか、JA等にも用意する予定です。北海道農政事務所のホームページからもダウンロードできます。

<受付時間：9時～12時、13時～17時（土、日、休日を除く） 郵送でも受け付けします>

受付窓口	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
地域第一課	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北5-10	(011)863-6031	(011)863-6033
地域第二課	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138)26-7800	(0138)26-7744
地域第三課	047-0007	小樽市港町4番3号	(0134)23-2535	(0134)23-2532
地域第四課	078-8506	旭川市宮前通東4155番31 旭川地方合同庁舎	(0166)76-1279	(0166)35-9482
地域第五課	085-0006	釧路市双葉町5番6号	(0154)23-4401	(0154)23-4403
地域第六課	080-0016	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	(0155)24-2401	(0155)24-2420
地域第七課	090-0017	北見市高砂町2番3号	(0157)23-4171	(0157)23-5358
地域第八課	068-0825	岩見沢市日の出町24番地9	(0126)22-3261	(0126)22-3263
地域第九課	053-0005	苫小牧市元中野町3丁目3番6号	(0144)32-5345	(0144)32-5347
地域第十課	095-0014	士別市東4条2丁目7番地2	(0165)22-3143	(0165)22-3145
地域第十一課	073-0024	滝川市東町1丁目1番9号	(0125)22-1511	(0125)22-1637
音更統計・情報センター	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5	(0155)42-2062	(0155)42-3786
池田統計・情報センター	083-0034	中川郡池田町字利別本町153-2	(015)572-2239	(015)572-2349
網走統計・情報センター	093-0078	網走市北8条西5-2-8	(0152)43-2707	(0152)43-2759
遠軽統計・情報センター	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北4丁目2-1	(0158)42-2719	(0158)42-5249
新ひだか統計・情報センター	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-3-1	(0146)42-0519	(0146)43-0945

※ 受付窓口の所在地（地図）は、北海道農政事務所HPでご案内しています

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/annai/annaizu/>

編集・発行／農林水産省北海道農政事務所（平成21年3月発行）

〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目 電話 011-642-5410 FAX 011-642-5509

ホームページ <http://www.maff.go.jp/hokkaido/>